

(平成23年2月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年9月1日から20年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における19年9月から20年7月までの標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年8月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは、標準報酬月額34万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、申立人のA社における20年8月の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から20年9月1日まで
昭和55年11月25日から現在までA社に勤務している。

申立期間当時の報酬月額は約34万円であったと記憶しているが、社会保険事務所（当時）が記録する標準報酬月額は22万円であり、報酬月額に比べて低額となっているので、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年9月1日から20年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成19年9月1日から20年8月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、同日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成19年9月1日から20年8月1日までの期間については、申立人から提出された19年9月から20年1月までの期間及び同年3月から同年7月までの期間に係る給与明細書並びにA社から提出された19年9月から20年7月までの期間に係る賃金台帳から、報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額がいずれもオンライン記録における標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人のA社における平成19年9月から20年7月までの標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成19年9月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書から、事業主が届け出た報酬月額は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合うものであることが確認できるところ、事業主は、申立人の当該期間に係る実際の報酬月額より低い報酬月額を誤って社会保険事務所に届け出たことを認めていることから、事業主は、賃金台帳等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年8月1日から同年9月1日までの期間については、オンライン記録上、申立人の標準報酬月額は22万円とされている。しかし、A社から提出された賃金台帳から、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは、標準報酬月額34万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における平成20年8月の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における両申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月6日は68万4,000円、同年12月15日は75万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該各標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月6日
② 平成15年12月15日

平成15年6月6日及び同年12月15日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が所持する申立人に係る両申立期間の賞与支給明細書及び事業主が提出した平成15年の賃金台帳から、申立人は、両申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、両申立期間の標準賞与額については、前述の賞与支給明細書及び賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、平成15年6月は68万4,000円、同年12月は75万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の両申立期間に係る標準賞与額を届け出でなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する両申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る両申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成3年2月から同年6月までは44万円、同年7月から5年8月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から5年9月1日まで

平成3年2月1日に、B社からA社に異動した。同日から5年9月1日までの期間の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているが、前職の報酬額を保障された上での異動であったので、異動後の標準報酬月額が異動前の額より低くなることはあり得ない。

申立期間について、報酬月額に見合った標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の平成3年2月から5年3月までの標準報酬月額については、当初、3年2月から同年6月までは44万円、同年7月から5年3月までは53万円と記録されていたことが確認できる。

しかしながら、当該標準報酬月額の記録は、平成5年4月7日付けで9万8,000円に遡及して引き下げられているほか、A社における多数の被保険者が、申立人と同様に、同日付けで標準報酬月額を減額訂正されていることが確認できる。

また、A社が、申立期間の一部の期間において加入していたC厚生年金基金（平成4年9月18日付けで脱退）が管理する申立人の標準報酬月額の記録は、前述の遡及訂正前のオンライン記録と一致している。

さらに、同社の元事業主は、社会保険事務所への届出等については経理担当者に任せており、把握していなかったため不明としながらも、「当時、経営が悪化し、厚生年金保険料の滞納があった。これに関して、『社会保険事務所から処理は任せてくれと言われた。』との報告を経理担当者から受けていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の3年2月から5年8月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、3年2月から同年6月までは44万円、同年7月から5年8月までは53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月1日から同年7月1日まで
② 昭和62年4月2日から同年10月1日まで

昭和60年11月21日から平成2年6月1日までの期間において、A事業所（現在は、B事業所）に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間において、A事業所に勤務したとしているが、両申立期間に係る申立人の雇用保険の被保険者記録が無い上、両申立期間当時の事業主は、「厚生年金保険に未加入となっている期間は、申立人を雇用しておらず、申立人が勤務していない期間であると思う。」と回答しているほか、同事業所の総務課長であったとする者は、「両申立期間当時、当社では、『C職種』、『D職種』及び『E職種』の3種類の雇用形態があり、厚生年金保険に加入させるのはC職種とD職種であった。申立人には、D職種として勤務した期間とE職種として勤務した期間があったと記憶しているが、両申立期間はE職種として勤務した期間又は会社に勤務していない期間であり、この期間について、申立人は厚生年金保険料を控除されていなかったと思う。」と供述していることから、同事業所は、両申立期間当時、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったと推認できる。

また、B事業所は、「両申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用状況、保険料の控除の状況等については、全て不明である。」と回答している上、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、両申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者44人から聴取しても、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる供述や関連資料を得ることができない。

さらに、前述の被保険者原票から、申立人は両申立期間において、健康保険の任意継続被保険者であることが確認できる。

加えて、前述の被保険者原票から、申立人は昭和 61 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、同年 7 月 1 日に同資格を再取得し、62 年 4 月 2 日に同資格を喪失し、同年 10 月 1 日に再度同資格を取得していることが確認できる。ところ、オンライン記録から、申立人の妻は、61 年 4 月 1 日に国民年金の第 1 号被保険者の資格を取得した後、同年 7 月 1 日に第 1 号被保険者から第 3 号被保険者へ種別変更し、62 年 4 月 2 日に第 3 号被保険者から第 1 号被保険者に種別変更した後、同年 10 月 1 日に再度第 3 号被保険者となっていることが確認できるとともに、両申立期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。